

広告物の種類	許可基準
はり紙	表示面積は1平方メートル以下で、はり紙相互間の距離は2メートル以上離すものであること。
はり札等	表示面積は1平方メートル以下で、はり札等相互間の距離は1メートル以上離すものであること。
立看板等	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は4平方メートル以下で、広告物の高さが3メートル以下であること。 倒壊しないよう固定するものであること。
下げ看板	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は、4平方メートル以下であること。 広告物の下端の高さは、歩道上2.5メートル、車道上4.7メートル以上であること。
電柱等塗装広告 電柱等巻付広告	広告物の下端の高さは地上から1.2メートル以上で、その長さは1.5メートル以下であること。
電柱等そで看板	<ol style="list-style-type: none"> 広告物の出幅は0.5メートル以下で、その長さは1.2メートル以下であること。 広告物の下端の高さは、歩道上2.5メートル、車道上4.7メートル以上であること。
幕、広告旗	<ol style="list-style-type: none"> 広告物の幅は、1.5メートル以下であること。 道路を横断する広告物の下端の高さは、路面から4.7メートル以上あること。
アドバルーン	<ol style="list-style-type: none"> 広告物の幅は1.5メートル以下で、その長さは15メートル以下であること。 気球の高さは係留場所から50メートル以下であること。
アーチ	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は、30平方メートル以下であること。 道路を横断する広告物の下端の高さは、歩道上2.5メートル、車道上4.7メートル以上であること。
広告板 (屋上に設置されるものを除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は、30平方メートル以下であること。 建築物の壁面を利用するものは、同一壁面の1/2以下であること。 条例第6条第1号から第5号までに掲げる地域にあっては、同一の内容を表示する広告物(自家用広告物を除く。)相互間の距離は、100メートル以上離すものであること。
広告塔 (屋上に設置されるものを除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は、30平方メートル以下であること。 条例第6条第1号から第5号までに掲げる地域にあっては、同一の内容を表示する広告物(自家用広告物を除く。)相互間の距離は、100メートル以上離すものであること。
そで看板	<ol style="list-style-type: none"> 表示面積は、30平方メートル以下であること。ただし、表示面が2面以上の電光ニュース板にあつては、表示面積は60平方メートル以下で、かつ、それぞれの表示面の面積は30平方メートル以下であること。 壁面から出幅は、2メートル以下であること。 広告物の下端の高さは、歩道上2.5メートル、車道上4.7メートル以上であること。
屋上広告物 (屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。)	広告物の高さは、設置する箇所から20メートル以下であること。